

香川県警察関係手数料条例第6条第2号の規定により免除する手数料を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月10日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第29号

香川県警察関係手数料条例第6条第2号の規定により免除する手数料を定める規則の一部を改正する規則

香川県警察関係手数料条例第6条第2号の規定により免除する手数料を定める規則（平成17年香川県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「条例」という。）第6条第2号の規定により免除する手数料は、次に掲げる手数料とする。</p> <p>(1) 略 ア～キ 略</p> <p>(2) 大規模な災害により甚大な被害を受けた者の申請に係る条例別表第7の16の項若しくは<u>28の項</u>又は別表第8に定める手数料であって、免除することが適当であると警察本部長が認めるもの</p>	<p>香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号。以下「条例」という。）第6条第2号の規定により免除する手数料は、次に掲げる手数料とする。</p> <p>(1) 略 ア～キ 略</p> <p>(2) 大規模な災害により甚大な被害を受けた者の申請に係る条例別表第7の16の項若しくは<u>27の項</u>又は別表第8に定める手数料であって、免除することが適当であると警察本部長が認めるもの</p>

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。